

# 第9章 計画の推進に向けて

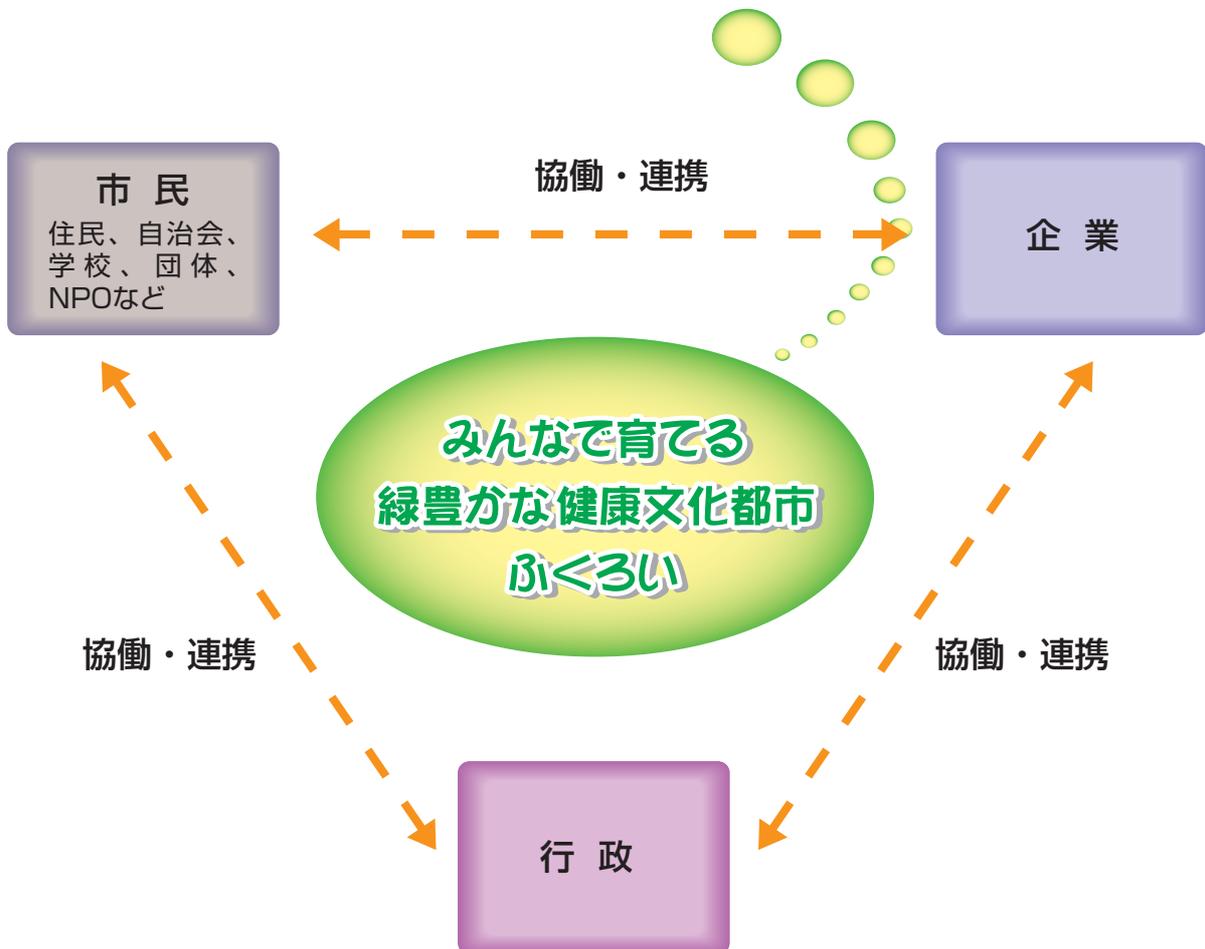
## 1 計画の推進に向けた基本的な考え方

本計画における緑の保全と創出を推進するために、行政は、自ら率先した取組を行うとともに、市民・企業を取組を円滑に行うための支援を行います。

また、市民・企業は、それぞれの立場において、身近にできることから取り組むことが必要です。そして、市民・企業・行政が協働することによって、緑の保全・創出の効果が一層高まります。



身近にできることから始め、楽しみながら取り組むことが大切です。  
 小さな取組が大きな緑に育ちます。



## 2 計画の推進に向けた行政の取組

緑の保全・創出を推進するため、行政が果たす役割を次のとおり示します。

### (1) 庁内組織や関係機関との連携強化

緑に関する施策は、様々な分野に広がっています。公園・緑化部門だけでなく、環境、農政、道路、教育、公共公益施設の管理部門など、庁内組織の連携によって、緑地保全、都市緑化、公園整備等を総合的に推進します。

また、国・県などの行政機関や、緑の保全と創出に取り組む企業、団体、NPOなどの関係機関と相互に連携・協力しながら事業を推進します。

### (2) 多様な取組を支援する情報の提供

広報やホームページなどを活用し、緑の保全と創出に取り組む市民・企業活動の周知を図ることで、参加者の促進や相互に連携する機会を創出します。

また、市民・企業の多様な取組を一層推進するため、緑の保全・創出に関する取組事例などの情報提供の充実を図ります。

### (3) 計画の実効性の確保

緑の基本計画に定めた施策や事業の取組結果を定期的に確認することにより、「緑の目標水準」や施策の推進状況を評価し、その後の計画や施策に反映させることで、計画を着実に推進します。

#### 〈 行政による緑化の取組 〉



屋上緑化の取組（月見の里学遊館）



駐車スペースの緑化（アクアピュア）

### 3 協働のパターン

協働による取組は、緑の保全・創出の効果を一層高めます。今後の取組の参考とするため、協働による取組のパターン（型）を次のとおり示します。

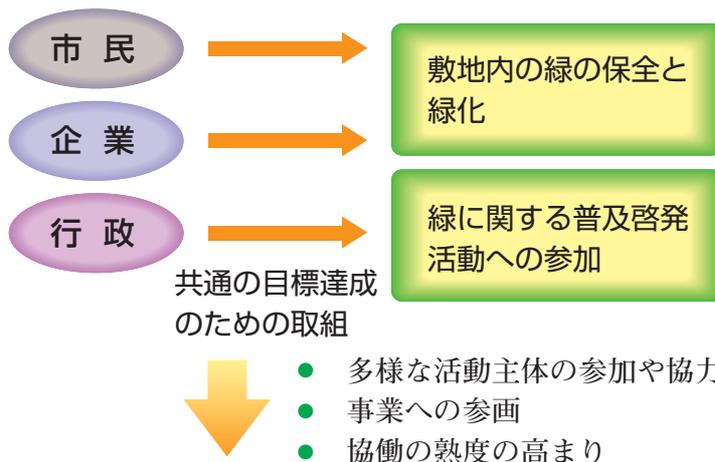
#### (1) 基本的な協働のパターン

協働は、市民・企業・行政が共通の目標に向けて協力して働くことをいいます。

緑の保全と創出に向けて、それぞれが個別に取組を行う「個別実施型」と、多様な活動主体の参加や協力、事業の計画段階から加わる参画など、協働の取組の熟度が高い「みんなで連携型」を協働の基本パターンとして示します。

#### 個別実施型

家庭、事業所、公共公益施設内の植栽の管理・育成など、市民・企業・行政は、緑の保全や緑化にむけた共通の目標を達成するため、個別に取組を進めます。



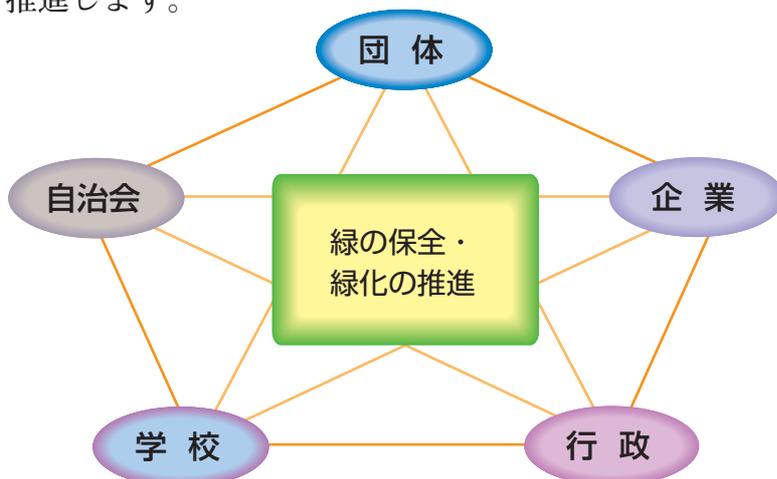
家庭において、生垣と庭の草木の育成や管理が行われている。

#### 〈取組の例〉

- 家庭や事業所における緑化
- 公共公益施設の緑化
- 地域の花壇づくり
- 農地・水・環境保全向上対策事業
- ボランティア活動の参加
- 各種イベントの参加

#### みんなで連携型

地域の花壇づくりなど、共通の目標を達成するため、市民・企業・行政が相互に連携し、緑の保全や緑化を推進します。



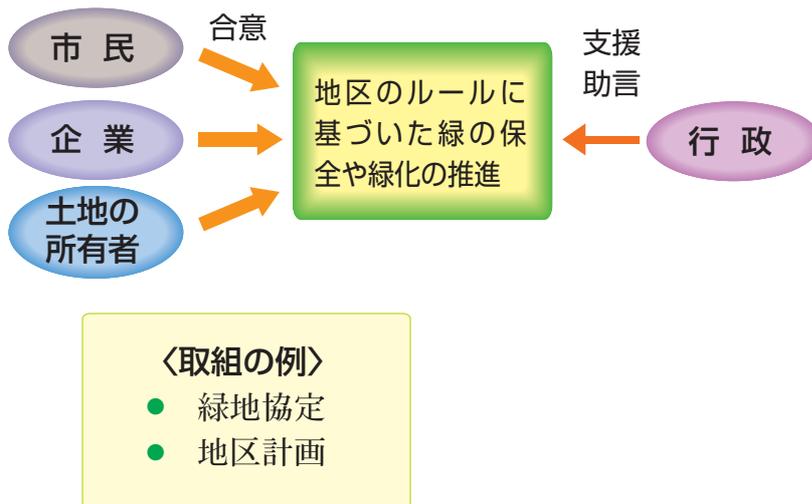
団体・企業・行政が連携し、花壇づくりが行われている。(2002メモリアルロード)

## (2) 具体的な事業等に基づく協働のパターン

緑の保全と緑化を推進するための具体的な事業等を参考に、協働のパターンを次のとおり示します。

### 地区合意型

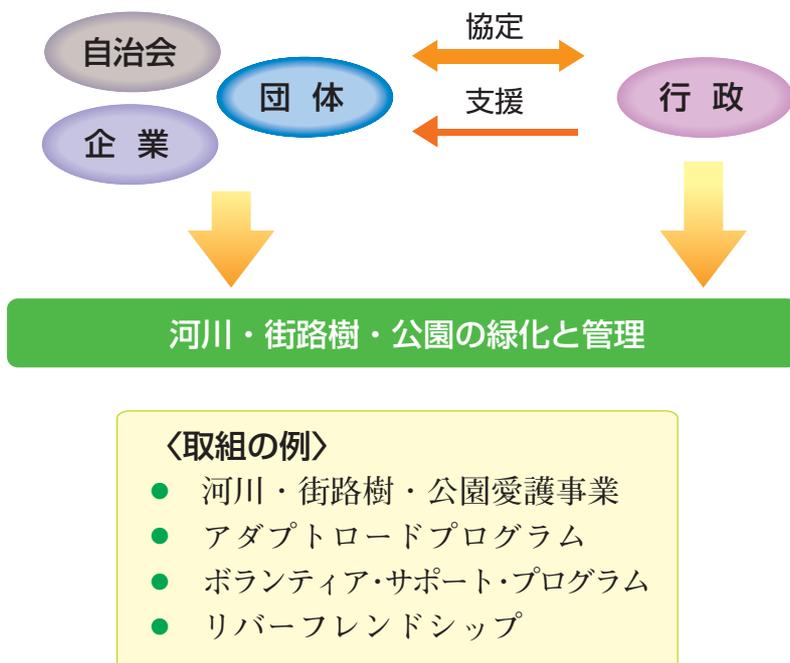
緑地協定や地区計画など、地区の関係者による合意に基づき、緑の保全や緑化を推進します。



地区のルールに基づいて、道路に面して植樹スペースが設けられている。  
(上石野地区計画)

### 地域愛護型

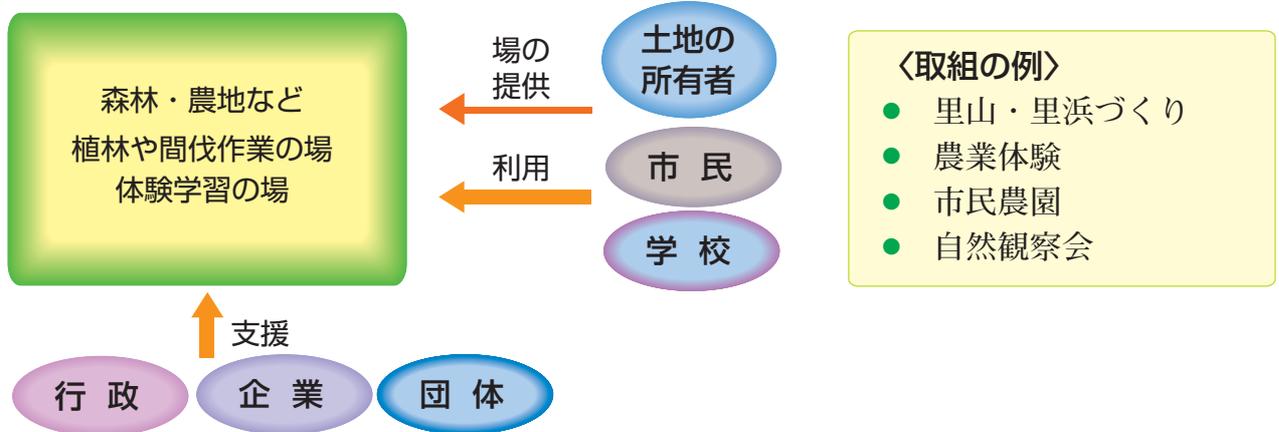
行政と市民・企業の協定に基づき、愛護活動として地域の河川や街路樹などの管理や緑化を行います。



アダプトロードプログラムに基づき、市民・企業によって、道路沿いのプランターに、花の苗が植えられている。  
(袋井駅前地区)

### 活動の場提供型

里山づくりや農業体験の場など、土地の所有者からの場の提供によって、緑の保全や緑化、普及啓発活動を推進します。



活動の場の提供によって、地域団体による里山づくりが行われている。(諸井地区)



農家の協力によって、子供たちの農業体験が行われている。(三川地区)

### 宅地開発緑化型

住宅・商業地や工場用地などの宅地開発においては、事業者の協力によって、公園・緑地の確保や緑化を進めます。



住宅地の開発によって、寄付公園が設置されている。(新堀地区)

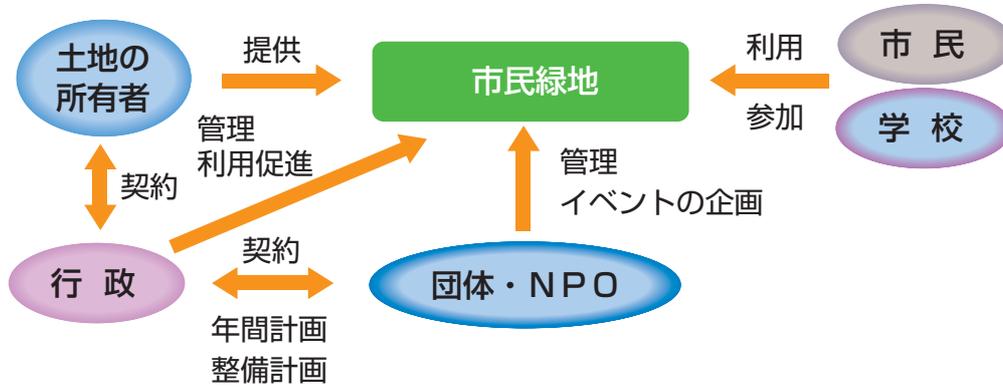


工場用地に一定割合以上の緑が確保されている。(小山地区)

## 市民緑地制度活用型

行政は、土地所有者との契約に基づき、必要な緑やオープンスペースを確保し、市民緑地の利用を推進します。

また、団体・NPOとの管理契約によって、市民緑地の魅力を一層高めます。



市民緑地制度に基づき、花と緑のふれあいの広場が設置されている。

(提供 和光市)



土地所有者との契約に基づき、森林に散策道が設けられている。

(提供 (財) 世田谷まちづくりトラスト)



団体による管理によって、竹林が良好な状態で保全されている。

(提供 (財) 世田谷まちづくりトラスト)



## 4 おわりに

丘陵地の森林や茶畑、水辺の堤防、伸びやかに広がる田園、市街地の生け垣や花壇など、袋井市には様々な緑があります。

四季の彩り豊かに袋井らしさを演出するこれらの緑を、大切に守り育てていくことで、それぞれの空間の緑がその特性をより一層発揮し、いきいきと輝きます。

豊かな緑を守り育てていく、その中心となるのは、市民一人ひとりです。

市民一人ひとりが、家の花壇や地域の緑に愛着や誇りを持ち、緑に対して主体的に行動する。こうした行動により、「緑豊かな健康文化都市」が築かれていきます。

さあ、この計画に基づき、

**みんなで育てる  
緑豊かな健康文化都市  
ふくろい**

を目指しましょう。

